

閱 覧 図 書

高取山風景林修景伐採事業

内 訳

- 1 入札説明書
- 2 契約書（案）
 - 別紙 1 仕様書
 - 別表 高取山風景林修景伐採処理方法一覧表
 - 位置図
 - 別紙 2 請負契約再委託承認申請書
 - 別紙 3 事業従事者届
 - 別紙 4 業務実施報告書
 - 別紙 5 暴力団排除に関する特約事項
- 3 入札者注意書
 - 入札書
 - 委任状
- 4 申請書
- 5 現場説明会集合場所位置図

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

- ならない。
- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
 - (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
 - (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
 - (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
 - (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
 - (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
 - (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
 - (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
 - (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
 - (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする))。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

請負契約書（案）

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上吉伸（以下「発注者」という）と〇〇〇〇（以下「受注者」という）は、高取山風景林修景伐採事業（以下「請負業務」という）について、次のとおり契約を締結する。

（実施する請負業務）

第1条 発注者は、次の業務の実施を受注者に請負わせ、受注者は、発注者又は発注者の指名する職員の指示に基づき、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（1）請負業務名 高取山風景林修景伐採事業

（2）請負業務の内容及び実施箇所

別紙1仕様書及び伐採箇所位置図のとおり。

（3）履行期限 自 令和8年 月 日（契約締結の日の翌日）

至 令和8年3月16日

（請負代金）

第2条 請負代金は以下のとおりとする。

¥ , , . -

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という）額

¥ , . -）

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額である。

（契約保証金）

第3条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第4条 受注者は、請負業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 受注者は、この請負業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせること（以下「再委託」という）を必要とするときは、あらかじめ別紙2に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として請負費に占める再委託の金額割合（以下「再委託比率」という）が50パーセント以下の業務とする。

3 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名または名

称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- 4 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- 5 受注者は、この請負業務達成のため、再々委託または再々請負（再々委託または再々請負以降の委託または請負を含む。以下同じ）を必要とするときは、再々委託または再々請負の相手方の氏名または名称、住所、再委託を行う業務の範囲を記載した書面を第2項の承認の後、速やかに発注者に届け出なければならない。
- 6 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託または再々請負の相手方及び業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 7 発注者は、前2項の書面の届け出を受けた場合において、この契約の適正な履行のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告をさせることができるものとする。
- 8 再委託する事業が請負業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（監督）

- 第5条 発注者は、この請負業務の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、発注者の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という）に監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める職員は、立会い、指示その他適切な方法により行うものとする。
 - 3 受注者は、発注者（監督職員を含む）から監督に必要な報告等を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

（従事者の届出）

- 第6条 受注者は、契約の履行にあたり業務従事者を選任し、発注者に別紙3の従事者届を提出するものとする。

（実施報告）

- 第7条 受注者は請負業務が終了したとき（業務を中止した場合を含む）は、請負業務の成果を記載した実施報告書（別紙4）を発注者に提出するものとする。

（検査）

- 第8条 発注者または発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という）は、前条の連絡を監督職員から受けたときは、検査を行うものとする。

（請負代金の確定）

- 第9条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該請負業務が契約の内容に適合すると認めたときは、請負代金を確定し、受注者に対して書面により通知するものとする。

(請負代金の支払い)

第 10 条 受注者は、前条の通知を受けたときは、書面をもって発注者に代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払いを行うものとする。

(請負業務の中止等)

第 11 条 天災地変その他やむを得ない事由により、請負業務の遂行が困難となったときは、発注者、受注者で協議の上、発注者は契約を解除し、または契約の一部変更を行うものとする。

2 発注者は、前項の規定に基づくほか、必要があると認めるときは、契約を変更し、または中止することができるものとする。

(契約の解除等)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部または全部を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても事業に着手しないとき。
- (3) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。
- (4) 受注者が天災、不可抗力、その他正当な理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

(違約金)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

3 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 14 条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期限内に事業を完了することができない場合

においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、委託費に対し、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第17条 暴力団排除に関する特約条項は別紙5のとおりとする。

(秘密の保持等)

第18条 受注者は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(契約外事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(疑義の解決)

第20条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、発注者受注者協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	奈良県奈良市赤膚町 1143-20
	氏 名	分任支出負担行為担当官
		近畿中国森林管理局
		奈良森林管理事務所長 川上 吉伸

受注者	住 所	
	氏 名	印

仕 様 書

1 共通事項

- (1) 事業実施に当たっては、本仕様書、図面により実行することとし、実施の細部について、監督職員から指示があった場合は、その指示によること。
- (2) 事業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他の法令の定めるところに従い、違反しないこと。
- (3) 事業地の火災防止に万全の措置を講ずること。
- (4) 市道、県道等を通行する際は、交通法規を遵守するとともに、歩行者や一般車両の通行を妨げることのないよう安全運転に徹すること。
また、作業車両等の駐車に当たっては、民地への無断駐車を禁止する。
※駐車可能スペースについては、別紙に示すとおり。
- (5) 請負作業が原因で第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償等の対応を行うこと。
- (6) 一般の利用客も多いことから、伐採作業中は誘導員や見守りなどを配置し、立入禁止措置等を講じるなど、利用客の安全確保に万全を期すこと。
- (7) 作業箇所のうち高取城跡伐採木については、文化財保護法に基づく国指定の史跡であるため、史跡を損なうことがないように十分注意して作業を行うこと。

2 伐採作業

- (1) 作業内容及び履行期間は、別表「高取山風景林修景伐採処理方法一覧表」に示すとおり。
- (2) 処理対象木は、テープにより表示している。
- (3) 処理対象木以外の支障木は原則認めない。ただし、安全上必要な場合は、事前に監督職員に申し出のうえ許可を得ること。
- (4) 処理木は、玉切りし、指定された集積場所に集積させること。また、切り落とした枝葉についても適宜小切ること。集積に当たっては、史跡の保護及び景観に留意すること。具体的には、監督職員の指示によること。

3 現場ごとの仕様

- (1) 高取城跡伐採木
 - ① 処理に当たっては、史跡への損傷がないよう注意すること。
 - ② 処理木は、玉切りし、指定された集積場所に集積させること。集積の高さは1 m以下とすること。また、切り落とした枝葉についても適宜小切ること。集積に当たっては、史跡の保護及び景観に留意すること。具体的には、監督職員の指示によること。
 - ③ 処理対象木については、城郭の石垣及び地表面に損傷を与えないよう処理することとし、城郭の石垣及び地表面を保護すること。

(2) 県道沿い伐採木

処理対象木については、玉切り後、玉切り材や切り落とした枝葉等がその場所に安全な状態（下方に転がらない等）で確実に集積させること。特に、道上の伐採木については、県道に処理木が落下しないよう特に留意すること。

別表

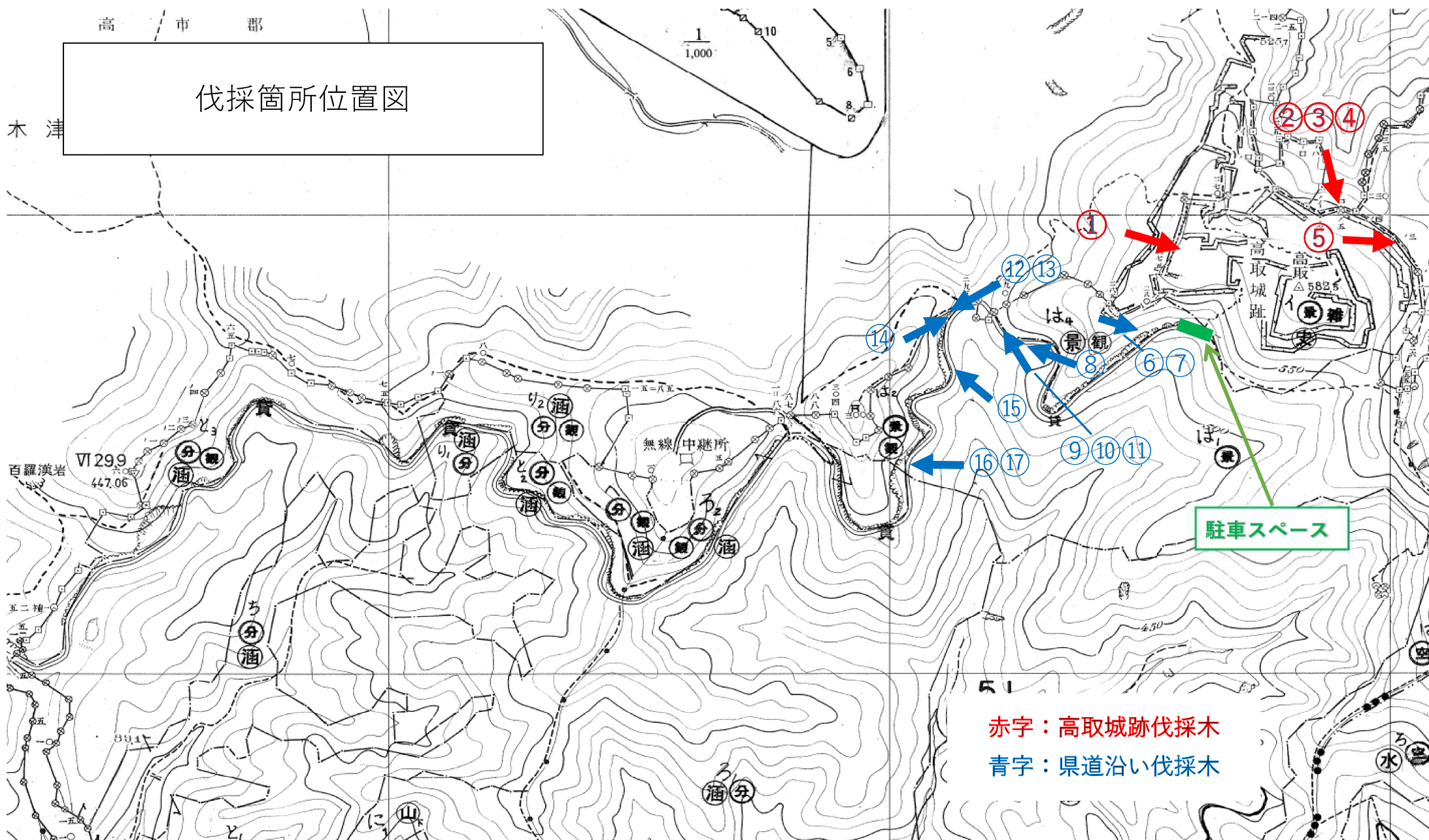
高取山風景林修景伐採処理方法一覧表

番号	場所	胸高直径	樹高	処理方法	履行機関及び期限	備考
①	高取山国有林51イ林 小班	50	14	枯損倒木のため、短尺に造材して整理し 指定された集積場所に集積	契約締結の日の翌日から 令和8年3月16日まで	No.141
②	高取山国有林51イ林 小班	90	23	枯損倒木のため、短尺に造材して整理し 指定された集積場所に集積		No.144
③	高取山国有林51イ林 小班	60	15	枯損倒木のため、短尺に造材して整理し 指定された集積場所に集積		No.143
④	高取山国有林51イ林 小班	70	15	枯損倒木のため、短尺に造材して整理し 指定された集積場所に集積		No.142
⑤	高取山国有林51イ林 小班	26	15	枯損倒木のため、短尺に造材して整理し 指定された集積場所に集積		No.145
⑥	高取山国有林51は4 林小班	32	15	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		No.81
⑦	高取山国有林51は4 林小班	54	28	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		No.82
⑧	高取山国有林51は1 林小班	16	13	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑨	高取山国有林51は1 林小班	10	10	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑩	高取山国有林51は1 林小班	14	10	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑪	高取山国有林51は1 林小班	6	4	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑫	高取山国有林51は2 林小班	6	6	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑬	高取山国有林51は2 林小班	6	6	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑭	高取山国有林51は2 林小班	12	8	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑮	高取山国有林51は1 林小班	6	5	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑯	高取山国有林51は1 林小班	20	6	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		
⑰	高取山国有林51は1 林小班	20	6	枯損木のため、短尺に造材して整理し 安全な状態(下方に転がらない等)で集 積		

高 市 郡

伐採箇所位置図

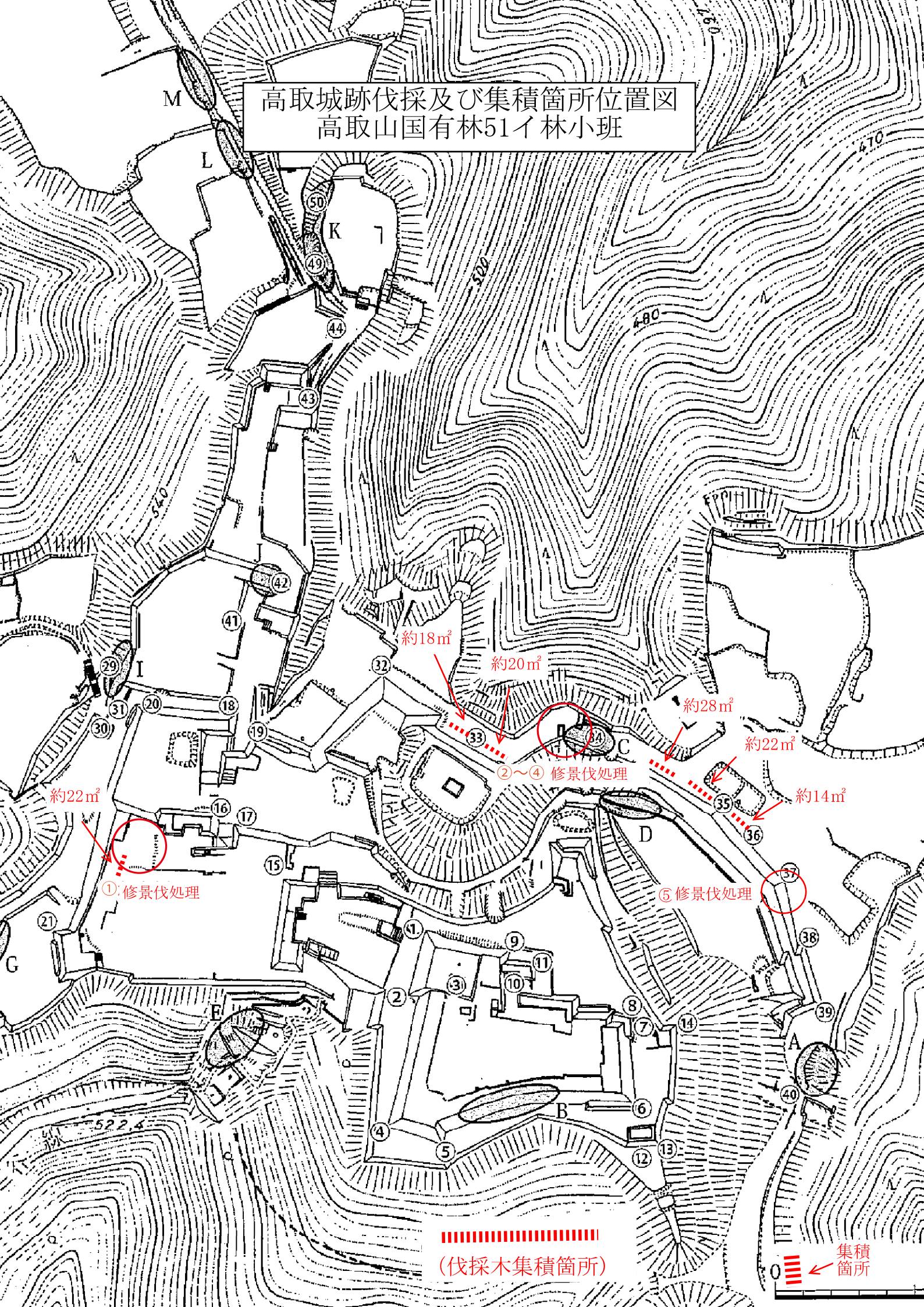
木 津



赤字：高取城跡伐採木

青字：県道沿い伐採木

高取城跡伐採及び集積箇所位置図 高取山国有林51イ林小班





No.1

立木番号①



No.2

立木番号①



No.3

立木番号②



No.4

立木番号②



No.5

立木番号③



No.6

立木番号③

高取山国有林修景伐採対象木現況写真



No.7

立木番号④



No.8

立木番号④



No.9

立木番号⑤

高取山国有林修景伐採対象木現況写真



No.10

立木番号⑥



No.11

立木番号⑦



No.12

立木番号⑧

高取山国有林修景伐採対象木現況写真



No.13

立木番号⑨⑩⑪



No.14

立木番号⑫⑬



No.15

立木番号⑭

高取山国有林修景伐採対象木現況写真



別紙 2

請負契約再委託承認申請書

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

(受注者) 住所

氏名

令和 年 月 日付けで締結した高取山風景林修景伐採事業について、下記のとおり再委託したいので、請負契約書第 4 条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名：
- 2 再委託の業務範囲：
- 3 再委託の必要性：
- 4 再委託の金額：
- 5 その他必要な事項：

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

別紙 3

事業従事者届

令和 年 月 日付け請負契約書第 6 条に基づく請負業務従事者を、下記のとおりお届けします。

記

住 所
氏 名
連絡先

住 所
氏 名
連絡先

住 所
氏 名
連絡先

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住所

氏名

別紙 4

業務実施報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付け契約の高取山風景林修景伐採事業について、下記のとおり請負業務を実施したので、請負契約書第 7 条の規定に基づき報告します。

記

- 1 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 2 業務実施内容 修景伐採

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 この契約において、次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除されても不服は申しません。この場合において 当方が損害を被ることがあっても意義は申し立てません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 この契約において、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除されても不服は申しません。この場合において当方が損害を被ることがあっても意義は申し立てません。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 2 前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約します。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにいたします。

- 2 再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除されても不服は申しません。

（損害賠償）

第5条 第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除された場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しません。

- 2 第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行います。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあつては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所 〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者 氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
メールアドレス

令和〇年〇〇月〇〇日付けで入札公告のありました 高取山風景林修景伐採事業に係る競争に参加する資格について、確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の 2(2)に定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- 2 入札公告の 2(3)に定める同種事業の実績を記載した書面（別紙様式 2）
- 3 入札公告の 2(4)に定める配置予定現場代理人の資格等を記載した書面（別紙様式 3）
- 4 入札公告の 2(5)に定める従事予定の技能者の資格等を記載した書面（別紙様式 4）
- 5 入札公告の 2(9)に定める配置予定の従業員の社会保険等加入状況を記載した書面（別紙様式 8-2）
- 6 上記 2～5 の内容を証明するための書面

注 1： 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

2： 紙入札方式により参加する場合、申請書等は原則として電子メールで提出することとし、競争参加資格の有無の通知も原則として電子メールで行うことから返信用封筒は必要ありません。

同 種 事 業 の 実 績

会社名：〇〇〇株式会社

項 目		統一資格番号
事業名称等	事業名	
	発注機関名	
	履行場所 (都道府県名・市町村名)	
	契約金額	
	履行期限	平成(令和)〇年〇月〇日～平成(令和)〇年〇月〇日
	事業成績評定点 (該当の場合)	
	受注形態等 (JV の場合の構成業者名及び出資比率)	
事業概要	事業内容 (具体的な作業種等)	
	事業の履行条件その他	

- 注 事業の実績は、過去 15 年間(平成 22 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)に、引き渡し完了した同種
- 1: 事業実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。)の中から、代表的なものを 1 件記載する。(国有林での同種事業の実績があれば国有林での実績を記入すること。)
- 2: 公告において明示した参加資格が的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- 3: 統一資格番号欄は、全省庁統一資格の業者コードを記入すること。
- 4: 事業名称等、事業の概要等の各項目は、国有林野事業における実績の有無にかかわらず必ず記入すること。
- 5: 事業実績が複数以上を必要とする場合は、頁を追加して記載すること。
- 6: 同種事業の実績として記載した事項が確認できる資料として、契約書の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び事業内容が確認できる資料(設計図書等で設計条件が確認できる部分)。下請を 実績として記載した場合は、元請事業体とかわした契約書又は発注者が発出した下請承認書の写し。)又は事業証明書(別紙様式 2 参考様式)を添付すること。
- 7: 記載する事業が「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知)」による事業成績評定を受けた事業である場合は、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。なお、評定点が 65 点未満のものは、事業実績として認めないので留意すること。
- 8: 同種事業の実績(別紙様式 2)、配置予定現場代理人の同種事業の経験(別紙様式 3)及び過去 2 年間の事業成績(別紙様式 5)が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は 1 部でよい。
- 9: 本様式は競争参加資格の確認に使用する。用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

事業証明書

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

発注者 〇〇〇〇〇〇〇〇長 〇 〇 〇 〇

下記事業を実施し、完成したことを証明します。

- 1 事業名 〇〇〇〇事業
- 2 場所 〇〇県〇〇市〇〇町 地内
- 3 請負代金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇－
- 4 履行期限 自 平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日
至 平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日（完了）
- 5 事業の内容 保育間伐（面積：〇〇ha）
- 6 現場代理人氏名 〇〇 〇〇
平成（令和）〇年〇月〇日～平成（令和）〇年〇月〇日

注： 本様式は、競争参加資格確認申請書添付書類において、事業実績を証明する資料がない場合に、発注者による証明が必要となった場合の様式とする。

① 競争参加資格確認申請書添付の「同種事業の実績」（別紙様式2）

配置予定現場代理人の資格・経験等

会社名：〇〇〇株式会社

氏 名				
項目				
会 社 名				
事業の 経験の 概要	事 業 名			
	発 注 機 関 名			
	事業場所（都道府県・市町村名）			
	事 業 内 容			
	従 事 期 間			
	従事した職種・役職等			
申請事業における配置予定の作業 （生産事業に限る）				
申請時における当該 配置予定の現場代理人の他事業の従事状況	事業名称	〇〇〇〇〇事業		
	発注機関名	〇〇県林業公社〇〇事務所		
	履行期限	平成(令和)〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日		
	従事役職名	現場代理人、班長、機械運転手等具体的に記載する		
	本事業を落札した場合の対応措置	〇〇県林業公社の事業は〇月〇日が履行期限であり、別添の公社事業の事業計画書のとおり本事業着手前に完了することから、本事業に現場代理人として従事することは可能である。等具体的に記載する。		

注 1： 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
2： 公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目（当該事業に則した項目）を記載すること。
3： 配置予定現場代理人が申請時に従事している全ての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の対応措置を明確に記載すること。

履 歴 証 明 書

氏 名	〇 〇 〇 〇	年齢	歳
現 住 所			
職 歴			
〇年〇月	当社〇〇事業所に採用 主に造林事業に従事		
〇〇年〇〇月	生産事業に伐木造材、集材(林業架線作業主任者)として従事		
〇△年〇月	〇〇森林管理署の造林請負事業に班長として従事		
〇△年〇〇月	〇〇県有林の立木販売の伐出(素材生産)に班長として従事		
令和〇年〇〇月〇〇日 上記のとおり相違ありません。 氏名 〇〇 〇〇			
令和〇年〇〇月〇〇日 上記 〇〇〇〇の当社・当組合等における職歴に相違ないことを証明します。 〇〇〇〇組合 〇〇長 〇〇 〇〇			

従事予定の技能者の資格等（当該事業の実施に必要な資格等の保有者）

会社名：〇〇〇株式会社

氏 名	資格・受講の有無								備 考
	チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育 安衛則 36条8号	刈払機特別教育 安衛法59条3項	車両系建設機械（整地・運搬・積み用及び掘削用）運転技能講習	林業架線作業主任者	はい作業主任者技能講習	特別教育（簡易）架線集材装置の運転業務	特別教育 走行集材機械の運転業務	特別教育 伐木等機械の運転業務	

- 注 1： 作業内容に応じて法令上必要とされている資格等について記載すること。
- 2： 「資格・受講の有無」欄には、従事予定技能者が取得している資格・受講の有無について、該当欄に○印を記載すること。また、事業の実施に際して必要な資格を持っている場合は、空欄にその資格を記載し、○印を記載すること。
- 3： 備考欄にはそれぞれの専門的技術についての取得年月日又は、受講年月日を記載すること。
- 4： 入札公告の 2(5)において必要とされる資格等がない場合は、「該当無し」と記載して提出すること。
- 5： 林業機械の運転に従事する場合は、必要な特別教育の受講修了証を証明書類として添付すること。
- 6： 架線集材装置とは、集材機集材、タワーヤーダー等とする。簡易架線集材装置とは、スイングヤーダー等とする

従 業 員 名 簿

会社名：〇〇(株)

(1) 従業員の社会保険等への加入状況

	ふりがな	社 会 保 険 等				備 考
	氏 名		健康保険	年金保険	雇用保険	
1		名 称				
2		名 称				
3		名 称				
4		名 称				
5		名 称				
・						
・						
・						

- 注) ① 配置予定の従業員(現場代理人及び作業員)について記載する。
- ② 加入する社会保険の名称を記載する。
- ・健康保険については、名称として、健康保険、国民健康保険、適用除外(後期高齢者等の場合)等と記載。
 - ・年金保険については、名称として、厚生年金、国民年金、受給者(受給者の場合)等と記載
 - ・雇用保険については、名称として、雇用保険、日雇(日雇者の場合)、適用除外(事業主の場合)等と記載。
- ③ 備考欄には、年齢等を記載する。

(2) 保険加入状況を証明する資料 別添のとおり。

注) 保険料の領収済み通知書等関係資料のコピーを添付すること。なお、関係書類において被保険者等の記号・番号が記載されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

入 札 書

事 業 名 高取山風景林修景伐採事業

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の 10 % を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

入 札 者
住 所 〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇番

商号又は名称 〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

代理人氏名 〇〇 〇〇

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

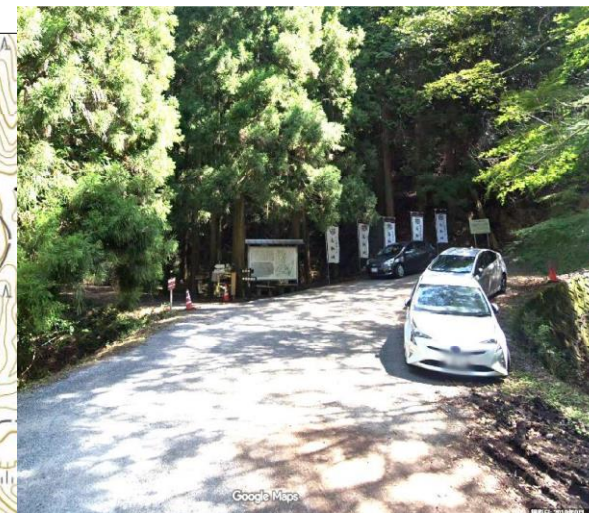
委任者住所 〒○○○—○○○○
○○県○○市○○○町○○番
商号又は名称 ○○○株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

私は、都合により○○ ○○を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 事業名 高取山風景林修景伐採事業

現場説明会集合場所位置図



※Googleマップの検索に「34° 25' 44.3″N 135° 49' 26.4″E」と入力するとこの位置が表示されます。